**平成２１年（フ）第２３３３号**
横浜市栄区小菅ケ谷１丁目24番９―102号
破産者　高木　昌達
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２４２３号**
横浜市泉区緑園６丁目27番地11　グリーンガーデン谷津２―Ｂ、開始決定時の住所横浜市旭区白根３丁目28番11号
破産者　安齋　正人
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２１年（フ）第２４０号**
川崎市宮前区平５丁目８番14―602号　白幡郷根岸
破産者　志賀　俊也
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第５１６号**
川崎市川崎区田町１丁目８番15号　第一偕楽荘
破産者　倉形ゆかり（旧姓田村）
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

**平成２１年（フ）第５２号**
富山市赤田1031番地１　エルドラードⅡ204号、開始決定時の住所富山市西荒屋170番地カジュアルスクエアⅡ号館105号
破産者　オンリーワンこと　古本　義幸
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第２７２号**
長野県塩尻市大字広丘堅石117番地１　上条アパート１号、前住所長野県塩尻市大字広丘郷原1762番地232
破産者　齋藤　元文
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

**平成２１年（フ）第２１６号**
静岡県浜松市中区鴨江３丁目43番16号、前住所愛知県名古屋市千種区新西１丁目５番24号
破産者　水谷　英司
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第３９１号**
静岡県掛川市倉真6646番地の１
破産者　松下　久栄
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２１年（フ）第１１３号**
京都市北区大宮東脇台町３番地２、前住所滋賀県大津市和邇春日１丁目878番地23
破産者　中村　雅孝
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第４０号**
兵庫県多可郡多可町中区中村町57番地３
破産者　芦田　勝弘
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所社支部

**平成２１年（フ）第２２２号**
愛媛県松山市小坂４丁目14番14号
破産者　上田　茂裕
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２０年（フ）第６９号**
富山市磯部町１丁目９番22―203号　ディーグランセ磯部町、破産手続開始決定時の住所富山市鹿島町１丁目９番９号
破産者　下澤　秀昭
1　決定年月日　平成21年11月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

**平成２０年（フ）第８１６号**
埼玉県入間市東藤沢１丁目９番７号、前住所埼玉県狭山市大字水野848番地の１
破産者　遠藤　　茂
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

**平成２１年（フ）第３６６号**
鹿児島県鹿児島市城山１丁目３番７号
破産者　竹之内是香
1　決定年月日　平成21年11月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２０年（フ）第４０８５号**
札幌市手稲区新発寒７条６丁目４番11号
破産者　但野　靖子
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第１０５号**
茨城県石岡市石岡2598番地１前島住宅Ｂ号棟
破産者　山﨑日出男
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２１年（フ）第３号**
富山県黒部市宇奈月町浦山795番地１
破産者　大薮　**邦**男
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

**平成２０年（フ）第１４７１号**
神戸市須磨区南落合２丁目２番503―308号
破産者　木崎　幸二
1　決定年月日　平成21年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部